平成２５年（フ）第１６７号
愛知県江南市宮後町王塚195番地　森与ビル２Ｄ
債務者　佐竹　明美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７２号
愛知県江南市宮田町菖蒲池141番地１
債務者　宇佐見　勝
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７４号
愛知県丹羽郡大口町下小口７丁目121番地
債務者　岩渕　貴仁
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１０８号
大阪府和泉市池上町375ラフィナート和泉106号室、住民票上の住所大阪府岸和田市今木町350番地の12
債務者　河野　　純
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
大阪府岸和田市吉井町２丁目21番31―201号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目18番22号
債務者　森本　健太
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番20―403号、前住所大阪府和泉市上代町193番地の５
債務者　朝榮　卓也
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
大阪府泉大津市東港町11―５、前住所大阪市城東区古市２―１リビエール関目２―705、住民票上の住所大阪市城東区今福東３丁目14番12号
債務者　梅林美希子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１　２―1201
債務者　満井　　章
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
大阪府岸和田市加守町１丁目17番22―103号
債務者　大塩　清美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘西１丁目10番11号
債務者　金澤徹治こと　金　　南喜
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵230番地　センチュリーアスカⅦ―401号
債務者　寺西　梨沙（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
奈良市東九条町960番地　姫寺県営住宅３―201号
債務者　西銘　生善
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７２号
奈良市東九条町960番地　姫寺県営住宅３―201号
債務者　西銘千鶴代
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２３号
香川県高松市磨屋町５番地11　磨屋町ビル401号室
債務者　前田志津代（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２１号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　勝立市営住宅３棟14号
債務者　武末ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２４号
福岡県大牟田市大字三池155番地３
債務者　梅崎　由美（旧姓森永）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県大牟田市大字白銀777番地２　白銀市営住宅２棟14号
債務者　マルヨシふとんこと　吉開　　洋
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　福岡地方裁判所大牟田支部